

## 令和6年度

### 第10回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和6年4月10日（水曜日） 13時00分 開会  
場 所 和歌山市農業委員会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第5条受理通知書の返納について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第5号	農用地利用集積計画について
議案第6号	非農地通知について
議案第7号	「令和6年度最適化活動の目標の設定等」について

出席委員（18名）

1番 井口 健

4番 曾根 光彦

2番 中村 弘

5番 小方 保寛

3番 吉中 雅三

7番 谷河 績

- 8番 藪 利昭  
9番 藤田 城司  
10番 坂東 紀好  
11番 笠野 喜久雄  
12番 山本 茂樹  
13番 丸山 勝  
14番 吉川 松男  
15番 堀 良子  
16番 湯川 徳弘  
17番 貴志 年伸  
18番 藤井 友彦  
19番 岩橋 章博

欠席委員（1名）

6番 井上 直樹

出席職員

農業委員会事務局

局長 奥谷 知彦  
課長 中村 佳照  
副課長 藤田 誠一  
班長 中居 一樹  
事務主査 森元 美沙  
事務主任 田伏 諒  
事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第10回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る3月28日、堀委員、湯川委員、貴志委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。

後ほど報告方よろしくお願ひします。

なお、井上委員から都合により欠席した

い旨、ご連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、井口委員、中村委員にお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、19件ありました。

全て相続による所有権の取得です。

本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

また、市外に在住の方が相続された件について補足いたします。

No. 7は住所が・・・ですが、現況は山林で耕作不適です。

No. 11は住所が・・・ですが、市内の母親が耕作・管理しているとのこと。

No. 13は住所が・・・ですが、親族が管理し、名義人も定期的に帰省し、耕作・管理しますとのこと。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名

義変更が1件ありました。

なお、No. 1は11ページの報告事項  
農地法第18条第6項の規定による通知に  
ついてのNo. 2と関連しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につ  
いて、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといた  
します。

報告事項 農地法第18条第6項の規定  
による通知について、説明いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借  
の合意解約通知で3件ありました。

なお、No. 2は10ページの報告事項  
農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変  
更についてのNo. 1と関連しております。

また、No. 3は29ページの議案第4  
号 農地法第5条第1項の規定による許可  
申請に対する意見についてNo. 4と関連  
しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につ  
いて、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといた  
します。

報告事項 農地法施行規則第29条第1  
号の規定による届出について、説明いたし  
ます。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第1号  
に規定する農業用施設の届出が3件ありま  
した。

内訳は、農業用駐車場1件、農業用倉庫

1件、農業用作業場1件です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につ  
いて、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといた  
します。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中  
継施設等の設置について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法施行規則第29条第16  
号に規定する認定電気通信事業者の行う中  
継施設の設置についての届出で1件ありま  
した。

有線通信を中継する施設を建設すること  
により、地域のインターネット接続サービ  
スの品質向上と効率化を図るため、転用す  
るものです。

なお、和歌山県と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項につ  
いて、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといた  
します。

報告事項 農地法第5条受理通知書の返  
納について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件については、農地法第5条による市  
街化区域内の農地転用の届出に係る受理通  
知書の返納が1件ありました。

令和6年1月4日付で届出を受理し、1  
1日付で受理通知書を交付しましたが、譲  
受人の事情により契約が解除になったため、  
返納するものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。

3月11日付、3月19日付、3月29日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 3は、3年間の一時転用です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で12件ありました。

3月11日付、3月19日付、3月29日付で受理通知書を交付しています。

なお、No. 7の・・・については賃借権設定です。

以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

（各委員の了承を得て）

それでは、ご了承いただいたことといたします。

続けて議案の審査に移ります。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借り手から証明願が3件ありました。対象農地の面積は、田のみで4,707㎡です。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、No. 1、No. 2については、33ページの議案第5号農用地利用集積計画No. 2、No. 3で利用権の設定を上程しており、No. 3については令和6年2月9日付で農地中間管理事業による転貸済みです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で12件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従

事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No. 2は贈与です。

No. 3とNo. 4は交換移転です。

No. 5は市街化区域であり、使用貸借権の新規設定で契約期間は2年となっております。

No. 6は贈与です。

No. 8は市街化区域の贈与で新規耕作です。

作付作物は大根、キャベツ及び水菜で、農機具はクワ等を所有しているとのことです。

No. 9とNo. 10は交換移転です。

No. 11は新規耕作です。

作付作物はトマト、さとうきび、イチゴ及びスイカで、農機具は耕運機及びクワ等を所有しているとのことです。

No. 12は市街化区域です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおお

むね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、和歌山市外在住の個人で令和4年11月14日付で農地法第3条許可にて申請地を取得しましたが、その後、大病を患い、耕作をしていくことが困難となったことから、当該申請地を近隣の会社に露天駐車場として貸し出すため、転用申請するものです。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請地東側に建築予定の住宅の排水管を埋設し、排水管の維持管理をするため、当該申請地を管路用地として転用申請するものです。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま

す。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号を可決と決定しました。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆森元主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No. 1 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は不動産を営む法人で、県道沿いで和歌山北インターに近く、物品の搬出入に利便性が高い当該申請地を貸事務所と貸倉庫へ転用申請するものです。

なお、開発許可、特定事業許可申請中です。

No. 2 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地周辺に教育施設や鉄道の駅があり、子育てをするのに適した住環境であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 3 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、以前より自社の看板を設置できる適地を探していたことから、主要幹線道路に面し、高速道路のインターチェンジに近い当該申請地を看板用地と看板を維持管理するための駐車場として転用申請するものです。

No. 4 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に市の支所があるため第3種農地に該当します。

申請人は、申請地周辺で・・・を営む法人で、以前より農作業に使用する資材の置場と来客用や従業員用の駐車スペースも確保できる場所を探していたことから、事業所からも近く、道路に面し、利便性のよい当該申請地を露天資材置場と駐車場として転用申請するものです。

なお賃貸借権の設定で、11ページの報告事項 農地法第18条第6項の規定によ

る通知についてNo. 3と関連です。

また・・・については、令和6年2月22日付で農用地区域を除外しております。

No. 5 申請地は、・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は、・・・を営む法人で、申請地周辺に鉄道の駅や教育施設があり、住宅用地として適地であることから、当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可、特定事業許可申請中です。

No. 6 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、以前より貸借していた駐車場を返却することになり駐車場が不足することから、支店からも近い当該申請地を露天駐車場として転用申請するものです。

No. 7 申請地は、・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人で、教育施設が近く、住宅用地として適地である当該申請地を分譲住宅として転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

No. 8 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に市の支所があるため第2種農地に該当します。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、子供の成長と共に手狭になってきたため、実家や耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定で令和6年2月22日付で農用地区域を除外しております。

№. 9 申請地は、・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は現在、賃貸住宅に居住していますが、将来を見据え新居を構えるため、教育施設やスーパー等の商業施設が近く、生活環境の整っている当該申請地を個人住宅へ転用申請するものです。

なお、開発許可申請中です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われま。なお、№. 1と№. 6、№. 7については現地調査及び事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） №. 1について、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので湯川委員さん報告願います。

◆16番（湯川 徳弘） 農地法第5条第1項の規定による許可申請について具体的に説明します。

去る3月28日貴志委員、堀委員と共に現地調査並びにヒアリングを実施しましたので報告します。

本件の申請地は・・・にあります。

申請理由は北インターから10分の位置にあり、物流の拠点として利便性が良いということです。

本件の転用面積は・・・、地権者・・・名、土地の状況は遊休地半分で残りは営農しております。

今回の申請は物流倉庫2棟、管理事務所1棟でございます。

現状から判断して筆箱のような形状の土

地であり北側には里道、南側には県道といった隣接農地とは関係のない状態にあります。

この筆箱のような土地は県道7号線が設置されたことによる残地であり、農業上は効率の良くない土地に値します。

賃貸する会社名を要求したが開発行為申請中とのことで名前は確認することが出来ませんでした。

面積が大きい土地です。

したがって、遊水池を東西2か所に設けます。

隣接同意、土地改良区の同意もあり特に問題になるところは無いとおもわれますが、委員皆様方の慎重な審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

№. 6について堀委員さん報告願います。

◆15番（堀 良子） 議案第4号№. 6について報告します。

令和6年3月28日、私と湯川委員、貴志委員及び事務局と共に現地調査し、申請者の・・・から事情聴取を行いました。

申請地は、議案書及び説明資料のとおりで、新県道の粉河加太線沿いの第2種農地です。地目は田、現況も田でした。

申請理由は、申請者は、本申請地の近隣である露天駐車場を賃貸借し、使用していましたが、本賃貸借契約期間が満了を迎え、返還を求められているので、駐車スペースを確保したいとのことです。

工事の内容に関しては、10トンのトラック9台分の駐車場を確保するため周囲をコンクリートブロックで囲い、造成後に、表面を砕石仕上げとします。

排水は雨水のみで敷地内で集水後、南側の公共水路に放流を計画しています。六箇井土地改良区の同意も得ています。

また、東側と西側は農地と隣接しますが、すべての隣接者の同意も得ています。

この件に関しては、特に問題は無いと考えます。

各委員の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

No. 7について貴志委員さん報告願います。

◆17番（貴志 年伸） 議案第4号No. 7について報告いたします。

去る3月28日に堀委員、湯川委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取をおこないました。

本申請は農地法第5条第1項の規定による許可申請で転用目的は分譲住宅用地です。

事情聴取には申請人である・・・が出席されました。

申請地は・・・外1筆、計1,397㎡で第2種農地に分類され、地目は田で現況は遊休農地となっています。

申請地を選定した理由としまして付近に小学校もあり空気もよく静かな場所で、生活をするための環境としては最適であることで本申請に至りました。

排水に関しては西側の水路に放流する予定です。

地区水利の許可も確認済で隣接農地もなく特に問題は無いとおもわれますが、皆様の慎重な審議の程よろしくお願い致します。

以上です。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。

議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆10番（坂東 紀好） No. 3の関係で、転用目的が看板用地、露天駐車場となっていますが、・・・が自己PRのため使用するのか、営業するのかわ変わってくる。

和歌山市は条例で営業の場合は登録が必要となってくる。

そのことについてのチェックはなされていますか。

◆藤田副課長 自社のための看板と聞いています。

各種法令については担当課と協議するように指導しています。

◆会長（谷河 績） ほかにございませぬか、ないようですので議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定で、新規の契約が22件ありました。

賃借権が1件、使用貸借権が21件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 11については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 12からNo. 22については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が35,278.16㎡、畑が1,454㎡、総面積が36,732.16㎡



16㎡です。

また、うち農地中間管理事業による設定が11件あり、面積は、田のみで24,166.16㎡です。

なお、No. 2からNo. 4は松尾推進委員、No. 9は中筋推進委員、No. 12からNo. 17は小栗推進委員によるあっせんで貸借が成立したものです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。議案第6号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外、説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

令和6年1月18日、三田地区和田で（58件、109筆）を和田推進委員とともに、令和6年2月14日、東山東地区山東中で（16件、28筆）を且来推進委員とともに現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書13件の提出がありました。面積はすべて畑で29筆、20,692.91㎡です。

議案書番号1～13について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画

されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので可決と決定しました。

議案第7号 「令和6年度最適化活動の目標の設定」について、提案いたします。

◆中居班長 番外 説明します。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、毎年、前年度の活動の点検・評価及び当該年度の活動目標の設定を行い、当該年度の目標は、4月末まで、前年度の活動の点検・評価については6月末までに公表することとなっています。

令和6年度の活動目標についてご説明いたします。

まず、1ページは、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

2ページは、上段が担い手への農地の集積について記載しています。

農地の集積目標として、②目標の表中段に記載していますとおり、令和6年度の目標を15haとしています。

担い手への集積活動により利用権設定面積の拡大、また、農地の貸借制度について積極的なPR活動に努めます。

下段は、遊休農地について記載しています。

②目標の ア. 既存遊休農地の解消の緑区分の遊休農地の解消面積を2.6haとしています。

8月の一斉農地パトロール、また随時の現地調査を行い、2.6haの遊休農地解消を目指します。

3ページは、上段が、新規参入の促進について記載しており、②目標の表の下段に記載しています、新規参入者へ貸付可能な農地の面積の目標を4.2haとしています。

これは、農業委員会の過去の権利移動の実績の約1割に該当する面積としています。

ここまでは、最適化活動の成果目標で、下段は、最適化活動の活動目標について記載しております。

農業委員・推進委員が最適化活動を行う日数目標いわゆる活動記録簿に記載する日数について、月平均10日としています。

また、活動強化月間の活動目標として、9月～11月を農地利用意向調査の期間とし、新規参入相談会への参加目標として、年1回、農業委員または推進委員が相談会等へ出席することを目標としています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

議案は以上となります。

◆奥谷局長 事務局からその他の報告がございますので、報告させていただきます。

◆中居班長 番外 説明します。

農業委員会の概要（冊子）について。

令和5年版農業委員会の概要ができました。机上に配付していますので、資料としてご活用ください。

令和6年度活動記録簿について。

令和6年度の活動記録簿を配付しますので、よろしくお願ひします。

農政情報について。

農業会議から資料の配付がありましたので、お配りします。

一部内容について、ご説明します。

2ページ目をお開きください。

地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについてです。

事務局職員名簿、単位事務について。

農業委員会事務局職員名簿と担当者の単位事務を配布しています。

令和6年4月1日付けの人事異動により配置換えがありましたので、確認しておいでください。

◆藤田副課長

営農型太陽光発電事業に係る農地法施行規則の改正について。

現在、営農型太陽光発電の農地転用許可の基準・提出資料については、農林水産省（農村振興）局長通知にて定められていますが、今後は、農地法施行規則で明記し、目的趣旨や考え方はガイドラインで明確にするものです。

また、許可を受けた者は、定期報告を行う仕組みと違反転用には現状回復等の措置命令し、履行しない者には公表する仕組み

を法定化するものであります。

具体的には、資料の左側のとおり許可基準・資料提出の農地法施行規則に右側にガイドライン（案）への明記しております。

以上です。

◆会長（谷河 績） その他、何かございませんか。

◆19番（岩橋 章博） 提案させてほしいのですが、転用目的の中で露天資材置場であったり、露天駐車場という案件で許可後しばらくすると別の目的にかわっている、そういう事が多々見受けられ、それについてなんとか防止、注意喚起が必要と思います、例えば事業者が露天資材置場の申請を出してきた場合、事務局に過去に同様の許可がなかったか調べてもらい、それが実際に使われていれば問題ないですが、それが既に別の目的に使われている場合は厳しく転用目的の必要性を審査する必要があると思います。

そういうやり方を指導している人もあるとおもわれますので、そういう事を防止するためにも厳しく審査する必要があると思います。

事務局に確認したところ、過去の転用実績を調べることは可能だということです。

すべてを調べるのは無理なので、せめて事情聴取に係る露天資材置場、露天駐車場案件については過去実績を調べて別の目的に使っている場合は、事情聴取の時にどうしてそうなっているのかを質問する、そのようにしてはどうかと思います。

◆会長（谷河 績） 岩橋委員がおっしゃるように資材置場や駐車場はよく出てきます。

それに対してちょうど農林水産省から県

に3月28日付けで文書がでています。

それから県から市に4月2日に文書がでています。

その文書を配りますので見ていただきたいと思います。

3枚目には一時転用、今県下の紀南では高速道路建設のため増えています。

2枚目には恒久転用ということも載っています。

今岩橋委員のご意見もあり、これに対して、次の農業委員会総会終了後に農地問題小委員会を開き、その中で問題を出していただいて、次の、次、6月総会で報告していただきたいと思います。

それでよろしいですか。

（異議なし、との声）

その他、何かございませんか。

なければ、第10回総会を閉会いたします。

14時 閉会